

講習受講にあたっての注意事項

次の事項、及び、各講習の「開催要領」についても、あらかじめご了承ください。

1 時間厳守でご参加ください。

赤十字の講習は、定められたプログラムに沿って、規定の時間で実施するので、遅刻又は早退された場合には、受講できません。全日程を受講された場合にのみ、受講証を交付します。

2 検定合格者には、認定証が交付されます。

全日程を受講された方を対象に、学科と実技の検定を行い、学科・実技ともに80点以上（100点満点）を獲得された方に、認定証を後日交付します。どちらかが80点未満であれば、不合格となります。認定証の有効期間は5年間です。（遅刻又は早退された場合は、検定の受験はできません。）

3 赤十字の講習は、実技主体です。

限られた日程の中で、定められた指導要綱に従って、指導員が指導を行います。

学科は、主に一人の指導員が座学で進行します。実技では、受講者約10人に一人の割合で指導員が対応します。受講者が二人一組になって、傷病者役と手当実施役を交互で担当することになりますが、その時々に応じて組み合わせとなり、また、受講人数等により異性との組み合わせになることもありますのでご了承ください。

特定の受講者だけに細部にわたって指導することは困難ですので、予習・復習により、ご自分でも勉強することを実践してください。

なお、講習会場で騒いだり、講習の進行を妨げた場合は、退席をお願いすることがありますので、あらかじめご了承ください。

また、例えば、救急法基礎講習では胸骨圧迫、救急員養成講習では傷病者搬送など、力の必要な実技がありますので、ご自分の体力等を考慮し、自己責任で受講してください。

妊婦の方は、胎児への影響を考慮して医師にご相談の上ご参加ください。

4 動きやすい服装で受講してください。

赤十字の講習は実技主体のため、下を向いたり、寝転んだり、また、傷病者役にもなることから、動きやすい服装でご参加ください。実技演習を実施されない場合は、受講証や認定証の発行はできません。特に、スカート姿での受講はご遠慮ください。

5 自然災害等により講習開催を中止することもあります。

受講者の安全確保の為、自然災害や感染症等の流行により、急遽、講習開催を中止することもあります。

*不明なことがあれば、申込み前にお問い合わせください。

問い合わせ先：多可赤十字病院 医療社会事業課
Tel：0795-32-3810 Fax：0795-32-5277
〒679-1114 多可郡多可町中区岸上 280

赤十字救急法基礎講習・救急法救急員養成講習 開催要項

日本赤十字社は、赤十字の理念である「人道」の精神に基づき、不慮の事故や急病に対する救命・応急手当の方法を赤十字救急法講習として普及しています。

本講習は、救急法基礎講習と救急法救急員養成講習により構成され、1日目には基礎講習として救命手当（手当の基本・AEDを含む心肺蘇生法・気道異物除去等）について受講していただき、2～3日目は、救急員養成講習として応急手当（止血・骨折の固定・傷病者の搬送等）を受講していただきます。

救急法基礎講習は、厚生労働省が定める一定の頻度で対応することを想定される者のための、自動体外式除細動器（AED）講習に該当します。

記

講習名称：赤十字救急法講習（救急法基礎講習・救急法救急員養成講習）

講習日：令和3年9月11日（土）、12日（日）、18日（土）の3日間

講習時間：初日 13:00～17:30、2～3日目 9:00～17:00

*必ず10分前にはお越しくください。（開始時間が異なりますのでご注意ください）

講習会場：日本赤十字社兵庫県支部 多可備蓄庫 2階（多可赤十字病院隣）

受講定員：24人

受講費：3,300円（教材費、保険料等）

講習初日にご持参ください。

携行品：筆記用具、実技のしやすい服装（トレーニングウェア等）、歯ブラシ等（人工呼吸実習前の口中洗浄）、ビニール袋 2枚（手が入る位の物）バスタオル・フェイスタオル 各1枚（第3日目の固定講習に使用）、昼食、実技のときはお化粧品をお控えください。

受講条件：満15歳以上の方で、実技を含む講習を受講できる健康状態で全日程を通して受講できる方。

※ 遅刻・早退・欠席を予定しての参加は、ご遠慮願います

※ 希望者が多数の場合は、先着順となります。

※ 申込者が10名に満たない場合は開催いたしませんのでご了承願います。

申込方法：所定の申込用紙を下記へ送付ください。（FAX可）

申込期間：令和3年7月11日（日）から令和3年8月11日（水）まで。

その他：原則、赤十字救急法基礎講習と赤十字救急法救急員養成講習に分けての受講はできません。

赤十字救急法基礎講習の受講者の検定合格者には「赤十字ベーシックライフサポーター認定証」を交付します。（5年間有効）また、赤十字救急法救急員養成講習の受講者全員には「赤十字救急法救急員養成講習受講証」を、検定合格者には「赤十字救急法救急員認定証」を後日交付します。

問い合わせ：多可赤十字病院 医療社会事業課

Tel：0795-32-3810 Fax：0795-32-5277

〒679-1114 多可郡多可町中区岸上 280

※お車でお越しの方：病院前駐車場をご利用ください。